

指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する審査基準（新旧対照表）

現行	改正案
<p>第二 総論</p> <p>1 事業者指定の単位について 事業者の指定は、原則としてサービス提供の拠点ごとに行うものとするが、<u>例外的に、待機や道具の保管、着替え</u> <u>等を行う出張所等であって、次の要件を満たすものについては、一体的なサービス提供の単位として「事業所」に含めて指定することができる取扱いとする。</u></p> <p>2 用語の定義</p> <p>(3) 「常勤」 当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいうものである。</p> <p><u>同一の事業者によって当該事務所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとする。例えば、一の事業者によって行われる指定訪問介護事業所と指定居宅介護支援事業所が併設されている場合、指定訪問介護事業所の管理者と指定居宅介護支援事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。</u></p> <p>3 指定居宅サービスと指定介護予防サービス等の一体的運営等について 指定居宅サービス又は基準該当居宅サービスに該当する各事業を行う者が、指定介護予防サービス <u>又は基準該当介護予防サービス</u> <u>に該当する各事業者の指定を併せて受け、かつ、指定居宅サービス又は基準該当居宅サービスの各事業と指定介護予防サービス</u> <u>又は基準該当介護予防サービス</u> <u>の各事業とが同じ事業所で一体的に</u></p>	<p>第二 総論</p> <p>1 事業者指定の単位について 事業者の指定は、原則としてサービス提供の拠点ごとに行うものとするが、<u>地域の実情等を踏まえ、サービス提供体制の面的な整備、効率的な事業実施の観点から本体の事業所とは別にサービス提供等を行う出張所等であって、次の要件を満たすものについては、一体的なサービス提供の単位として「事業所」に含めて指定することができる取扱いとする。</u> <u>なお、この取扱いについては、同一法人にのみ認められる。</u></p> <p>2 用語の定義</p> <p>(3) 「常勤」 当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいうものである。<u>ただし、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十三条第一項に規定する所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障が無い体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。</u></p> <p><u>また、同一の事業者によって当該事務所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとする。例えば、一の事業者によって行われる指定訪問介護事業所と指定居宅介護支援事業所が併設されている場合、指定訪問介護事業所の管理者と指定居宅介護支援事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。</u></p> <p>3 指定居宅サービスと指定介護予防サービス等の一体的運営等について 指定居宅サービス又は基準該当居宅サービスに該当する各事業を行う者が、指定介護予防サービス <u>等</u> <u>又は基準該当介護予防サービス</u> <u>等に該当する各事業者の指定を併せて受け、かつ、指定居宅サービス又は基準該当居宅サービスの各事業と指定介護予防サービス</u> <u>等</u> <u>又は基準該当介護予防サービス</u> <u>等の各事業とが同じ事業所で一体的に</u></p>

基準規則第三条)

①、② (略)

(新設)

③～⑤ (略)

(10) 利用料等の受領

- ① 基準条例第二十一条第一項は、指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスとして提供される指定訪問介護について

基準規則第三条)

①、② (略)

- ③ 基準条例第六条第五項は、常勤のサービス提供者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している指定訪問介護事業所であつて、当該事業所のサービス提供責任者が行う業務が効率的に行われていることにより、サービス提供責任者が担当する利用者を増すことに支障が無いと認められる事業所に置くべきサービス提供責任者の員数について規定したものであるが、次の

イ 「サービス提供責任者の業務に主として従事する者」とは、サービス提供責任者である者が、当該事業所の訪問介護員として行ったサービス提供時間（事業所における待機時間や移動時間を除く。）が1月あたり30時間以内であること。

ロ 「サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている」場合とは、居宅基準においてサービス提供責任者が行う業務として想定されているものについて、省力化・効率化が図られていることが必要であり、例えば、以下の様な取組が行われていることをいうものである。

・ 訪問介護員の勤務調整（シフト管理）について、業務支援ソフトなどの活用により、迅速な調整を可能としていること。

・ 利用者情報（訪問介護計画やサービス提供記録等）について、タブレット端末やネットワークシステム等のIT機器・技術の活用により職員間で円滑に情報共有することを可能としていること。

・ 利用者に対して複数のサービス提供責任者が共同して対応する体制（主担当や副担当を定めている等）を構築する等により、サービス提供責任者業務の中で生じる課題に対しチームとして対応することや、等が居サービス提供責任者が不在時に別のサービス提供責任者が補完することを可能としていること

この場合において、常勤換算方法を採用する事業所で必要となるサービス提供責任者については、②の規定にかかわらず、別表二に示すサービス提供責任者を配置するものとする。

④～⑥ (略)

(10) 利用料等の受領

- ① 基準条例第二十一条第一項は、指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスとして提供される指定訪問介護について

結果的に保険給付の対象となる場合もならない場合も、特例居宅介護サービス費を算定するための基準となる費用の額（100分の90 を乗ずる前の額）との間に不合理な差額が生じることを禁ずることにより、結果的に保険給付の対象となるサービスの利用料と、保険給付の対象とならないサービスの利用料との間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けることを禁止する趣旨である。なお、当該事業所による訪問介護が複数の市町村において基準該当訪問介護と認められる場合には、利用者の住所地によって利用料が異なることは認められないものである。

二 訪問入浴介護

4 基準該当訪問入浴介護に関する基準

(4) 運営に関する基準

基準条例第六十四条並びに基準規則第十六条の規定により、基準条例第九条から第十五条まで、第十七条から第二十条まで、第二十二條、第二十七條、第三十二條から第三十七條まで、第三十八條（第五項及び第六項を除く。）、第三十九條から第四十一條まで、第四十三條及び第四十九條並びに第四節（第五十三條第一項及び第六十條を除く。）の規定並びに基準規則第四条及び第十一条から第十四條までの規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用されるものであるため、第三の一の3の(1)から(5)まで、(7)から(9)まで、(11)、(14)及び(19)から(27)まで（(19)の②なお書きを除く。）並びに第三の二の3を参照されたい。この場合において、準用される基準条例第五十三條第二項の規定は、基準該当訪問入浴介護事業者が利用者から受領する利用料について、当該サービスが結果的に保険給付の対象となる場合もならない場合も、特例居宅介護サービス費を算定するための基準となる費用の額（100分の90 を乗ずる前の額）との間に不合理な差額が生じることを禁ずることにより、結果的に保険給付の対象となるサービスの利用料と、保険給付の対象とならないサービスの利用料との間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けることを禁止する趣旨である。なお、当該事業所による訪問入浴介護が複数の市町村において基準該当訪問入浴介護と認められる場合には、利用者の住所地によって利用料が異なることは認められないものである。

三 訪問看護

3 運営に関する基準

(4) 主治医との関係（基準条例第七十四条）

- ① 指定訪問看護事業所の管理者は、利用者の主治医が発行する訪問看護指示の文書（以下 「指示書」）

結果的に保険給付の対象となる場合もならない場合も、特例居宅介護サービス費を算定するための基準となる費用の額（100分の90 又は100分の80を乗ずる前の額）との間に不合理な差額が生じることを禁ずることにより、結果的に保険給付の対象となるサービスの利用料と、保険給付の対象とならないサービスの利用料との間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けることを禁止する趣旨である。なお、当該事業所による訪問介護が複数の市町村において基準該当訪問介護と認められる場合には、利用者の住所地によって利用料が異なることは認められないものである。

二 訪問入浴介護

4 基準該当訪問入浴介護に関する基準

(4) 運営に関する基準

基準条例第六十四条並びに基準規則第十六条の規定により、基準条例第九条から第十五条まで、第十七条から第二十条まで、第二十二條、第二十七條、第三十二條から第三十七條まで、第三十八條（第五項及び第六項を除く。）、第三十九條から第四十一條まで、第四十三條及び第四十九條並びに第四節（第五十三條第一項及び第六十條を除く。）の規定並びに基準規則第四条及び第十一条から第十四條までの規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用されるものであるため、第三の一の3の(1)から(5)まで、(7)から(9)まで、(11)、(14)及び(19)から(27)まで（(19)の②なお書きを除く。）並びに第三の二の3を参照されたい。この場合において、準用される基準条例第五十三條第二項の規定は、基準該当訪問入浴介護事業者が利用者から受領する利用料について、当該サービスが結果的に保険給付の対象となる場合もならない場合も、特例居宅介護サービス費を算定するための基準となる費用の額（100分の90 又は100分の80を乗ずる前の額）との間に不合理な差額が生じることを禁ずることにより、結果的に保険給付の対象となるサービスの利用料と、保険給付の対象とならないサービスの利用料との間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けることを禁止する趣旨である。なお、当該事業所による訪問入浴介護が複数の市町村において基準該当訪問入浴介護と認められる場合には、利用者の住所地によって利用料が異なることは認められないものである。

三 訪問看護

3 運営に関する基準

(4) 主治医との関係（基準条例第七十四条）

- ① 指定訪問看護事業所の管理者は、利用者の主治医が発行する訪問看護指示の文書（以下、第三の三において「指示書」）

という。)に基づき指定訪問看護が行われるよう、主治医との連絡調整、指定訪問看護の提供を担当する看護師等の監督等必要な管理を行わなければならないこと。なお、主治医とは、利用申込者の選定により加療している医師をいい、主治医以外の複数の医師から指示書の交付を受けることはできないものであること。

②～⑤ (略)

(5) 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成

①～⑨ (略)

(新設)

四 訪問リハビリテーション

3 運営に関する基準

(2) ①～⑤ (略)

(新設)

(3) ①～⑤ (略)

(新設)

という。)に基づき指定訪問看護が行われるよう、主治医との連絡調整、指定訪問看護の提供を担当する看護師等の監督等必要な管理を行わなければならないこと。なお、主治医とは、利用申込者の選定により加療している医師をいい、主治医以外の複数の医師から指示書の交付を受けることはできないものであること。

②～⑤ (略)

(5) 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成

①～⑨ (略)

⑩ 居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定訪問看護事業者については、第三の一の3の(13)の⑥を準用する。この場合において、「訪問介護計画」とあるのは「訪問看護計画」と読み替える。

四 訪問リハビリテーション

3 運営に関する基準

(2) ①～⑤ (略)

⑥ リハビリテーション会議の構成員は、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の現案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者、介護予防・日常生活支援総合事業のサービス担当者及び保健師等とすること。

指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、利用者の状況等に関する情報を当該構成員と共有するよう努めること。

なお、リハビリテーション会議は、利用者及びその家族の参加を基本とするものであるが、家庭内暴力等によりその参加が望ましくない場合や、家族が遠方に住んでいる等によりやむを得ず参加できない場合は、必ずしもその参加を求めるものではないこと。

また、リハビリテーション会議の開催の日程調整を行ったが、サービス担当者の事由等により構成員がリハビリテーション会議を欠席した場合は、速やかに当該会議の内容について欠席者と情報共有を図ること。

⑦ 居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定訪問リハビリテーション事業者については、第三の一の3の(13)の⑥を準用する。この場合において、「訪問介護計画」とあるのは「訪問リハビリテーション計画」と読み替える。

(3) ①～⑤ (略)

⑥ 指定訪問リハビリテーション事業者が、指定通所リハビリ

六 通所介護

1 人員に関する基準

(1) ①～③ (略)

④ 生活相談員については、指定通所介護の単位の数にかかわらず、次の計算式のとおり指定通所介護事業所における提供時間数に応じた生活相談員の配置が必要になるものである。ここでいう提供時間数とは、当該事業所におけるサービス提供開始時刻から終了時刻まで(サービスが提供されていない時間帯を除く。)とする。

(確保すべき生活相談員の勤務延時間数の計算式)

提供日ごとに確保すべき勤務延時間数＝提供時間数

例えば、1単位の指定通所介護を実施している事業所の提供時間数を6時間とした場合、生活相談員の勤務延時間数を、提供時間数である6時間で除して得た数が1以上となるよう確保すればよいことから、従業者の員数にかかわらず6時間勤務延時間数分の配置が必要となる。また、例えば午前9時から正午、午後1時から午後6時の2単位の指定通所介護を実施している事業所の場合、当該事業所におけるサービス提供時間は午前9時から午後6時(正午から午後1時までを除く。)となり、提供時間数は8時間となることから、従業者の員数にかかわらず8時間の勤務延時間数分の配置が必要と

テーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合には、通所リハビリテーションの基準条例第百四十二条第一項から第四項の基準を満たすことによって、訪問リハビリテーションの基準省令第八十一条第一項から第四項の基準を満たしているとみなすことができることとしたものであること。

当該計画の作成に当たっては、各々の事業の目標を踏まえたうえで、共通目標を設定すること。また、その達成に向けて各々の事業の役割を明確にした上で、利用者に対して一連のサービスとして提供できるよう、個々のリハビリテーションの実施主体、目的及び具体的な提供内容等を1つの計画として分かりやすく記載するよう留意すること。

⑦ 訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションにおいて整合性のとれた計画に従いリハビリテーションを実施した場合には、基準規則第二十一条第四項に規定する診療記録を一括して監視しても差し支えないものであること。

六 通所介護

1 人員に関する基準

(1) ①～③ (略)

④ 生活相談員については、指定通所介護の単位の数にかかわらず、次の計算式のとおり指定通所介護事業所における提供時間数に応じた生活相談員の配置が必要になるものである。ここでいう提供時間数とは、当該事業所におけるサービス提供開始時刻から終了時刻まで(サービスが提供されていない時間帯を除く。)とする。

(確保すべき生活相談員の勤務延時間数の計算式)

提供日ごとに確保すべき勤務延時間数＝提供時間数

例えば、1単位の指定通所介護を実施している事業所の提供時間数を6時間とした場合、生活相談員の勤務延時間数を、提供時間数である6時間で除して得た数が1以上となるよう確保すればよいことから、従業者の員数にかかわらず6時間勤務延時間数分の配置が必要となる。また、例えば午前9時から正午、午後1時から午後6時の2単位の指定通所介護を実施している事業所の場合、当該事業所におけるサービス提供時間は午前9時から午後6時(正午から午後1時までを除く。)となり、提供時間数は8時間となることから、従業者の員数にかかわらず8時間の勤務延時間数分の配置が必要と

なる。

⑤ (略)

⑥ 看護職員については、提供時間帯を通じて専従する必要はないが、当該看護職員は提供時間帯を通じて指定通所介護事業所と密接かつ適切な連携を図るものとする。

⑦、⑧ (略)

2 設備に関する基準（基準条例第百三条）
(新設)

なる。

なお、指定通所介護事業所が、利用者の地域での暮らしを支えるため、医療機関、他の居宅サービス事業者、地域の住民活動等と連携し、指定通所介護事業所を利用しない日でも利用者の地域生活を支える地域連携の拠点としての機能を展開できるように、生活相談員の確保すべき勤務延時間数には、「サービス担当者会議や地域ケア会議に出席するための時間」、「利用者宅を訪問し、在宅生活の状況を確認した上で、利用者の家族も含めた相談・援助のための時間」、「地域の町内会、自治会、ボランティア団体等と連携し、利用者に必要な生活支援を担ってもらうなどの社会資源の発掘・活用のための時間」など、利用者の地域生活を支える取組のために必要な時間も含めることができる。

ただし、生活相談員は利用者の生活の向上を図るため適切な相談・援助等を行う必要があり、これらに支障がない範囲で認められるものである。

⑤ (略)

⑥ 看護職員については、提供時間帯を通じて専従する必要はないが、当該看護職員は提供時間帯を通じて指定通所介護事業所と密接かつ適切な連携を図るものとする。

また、病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により、看護職員が指定通所介護事業所の営業日ごとに利用者の健康状態の確認を行い、病院、診療所、訪問看護ステーションと指定通所介護事業所が提供時間対を通じて密接かつ適切な連携を図っている場合には、看護職員が確保されているものとする。

なお、「密接かつ適切な連携」とは、指定通所介護事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制などを確保することである。

⑦、⑧ (略)

2 設備に関する基準（基準条例第百三条）

(4) 指定通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合

指定通所介護の提供以外の目的で、指定通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービス（以下「宿泊サービス」という。）を提供する場合には、当該サービスの内容を当該サービスの提供開始前に当該指定通所介護事業者に係る指定を行った都道府県知事、指定都市又は中核市の市長（以下「指定権者」という。）に届け出る必要があり、当該サービスの届出内容については、別に指針で定めるものとする。

- 3 運営に関する基準
(3) 通所介護計画の作成
①～⑤ (略)
(新設)

- (4)～(7) (略)
(新設)

る。また、指定通所介護事業者は宿泊サービスの届出に係る介護サービス情報を都道府県に報告し、都道府県は情報公表制度を活用し宿泊サービスの内容を公表することとする。

指定通所介護事業者は届け出た宿泊サービスの内容に変更がある場合は、変更の事由が生じてから 10 日以内に指定権者に届け出るよう努めることとする。また、宿泊サービスを休止又は廃止する場合は、その休止または廃止の日の 1 月前までに指定権者に届け出るよう努めなければならない。

- 3 運営に関する基準
(3) 通所介護計画の作成
①～⑤ (略)

⑥ 居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定通所介護事業者については、第三の一の三の(13)の⑥を準用する。この場合において、「訪問介護計画」とあるのは「通所介護計画」と読み替える。

- (4)～(7) (略)

- (8) 事故発生時の対応

基準条例第百十二条の二は、利用者が安心して指定通所介護の提供を受けられるよう、事故発生時の速やかな対応を規定したものである。指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じるべきこととするとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならないこととしたものである。

また、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないこととしたものである。

なお、基準条例第百十二条の二第二項の規定に基づき、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、当該指定通所介護を提供した日から 5 年間保存しなければならない。

このほか、以下の点に留意するものとする。

- ① 利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定通所介護事業者が定めておくことが望ましいこと。
- ② 指定通所介護事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいこと。
- ③ 指定通所介護事業者は、事故が発生した際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。

(8) 準用

基準条例第百十四条並びに基準規則第三十四条の規定により、基準条例第九条から第十八条まで、第二十条、第二十二條、第二十七條、第二十八條、第三十四條から第四十一條まで、第四十三條及び第五十七條の規定並びに基準規則第四條の規定は、指定通所介護の事業について準用されるものであるため、第三の一の三の(1)から(7)まで、(9)、(11)、(14)、(15)及び(21)から (27)並びに第三の二の三の(4)を参照されたい。

4 基準該当通所介護に関する基準

(1)、(2) (略)

(3) 運営に関する基準

基準条例第百三十六條並びに基準規則第四十一條の規定により、基準条例第九条から第十五條まで、第十七條、第十八條、第二十条、第二十二條、第二十七條、第二十八條、第三十四條から第三十七條まで、第三十八條（第五項及び第六項を除く。）、第三十九條から第四十一條まで、第四十三條、第五十七條、第百條及び第七章第四節(第百四條第一項及び第百十四條を除く。)の規定並びに基準規則第四條及び第三十條から第三十三條までの規定は、基準該当通所介護の事業について準用されるものであるため、第三の一の三の(1)から(5)まで、(7)、(9)、(11)、(14)、(15)及び(21)から(27)まで、第三の二の三の(4)並びに第三の六の三を参照されたいこと。この場合において、準用される基準条例第百四條 第二項の規定は、基準該当通所介護事業者が利用者から受領する利用料について、当該サービスが結果的に保険給付の対象となる場合もならない場合も、特例居宅介護サービス費又は特例居宅支援サービス費を算定するための基準となる費用の額（100分の90 を乗ずる前の額）との間に不合理な差額が生じることを禁ずることにより、結果的に保険給付の対象となるサービスの利用料と、保険給付の対象とならないサービスの利用料との間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けることを禁止する趣旨である。なお、当該事業所による通所介護が複数の市町村において基準該当通所介護と認められる場合には、利用者の住所地によって利用料が異なることは認められないものである。

5 指定療養通所介護の事業

なお、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、以上を踏まえた同様の対応を行うこととする。

(9) 準用

基準条例第百十四条並びに基準規則第三十四条の規定により、基準条例第九条から第十八条まで、第二十条、第二十二條、第二十七條、第二十八條、第三十四條から第三十九條まで、第四十一條、第四十三條及び第五十七條の規定並びに基準規則第四條の規定は、指定通所介護の事業について準用されるものであるため、第三の一の三の(1)から(7)まで、(9)、(11)、(14)、(15)、(21)から(24)まで、(26)、(27)並びに第三の二の三の(4)を参照されたい。

4 基準該当通所介護に関する基準

(1)、(2) (略)

(3) 運営に関する基準

基準条例第百三十六條並びに基準規則第四十一條の規定により、基準条例第九条から第十五條まで、第十七條、第十八條、第二十条、第二十二條、第二十七條、第二十八條、第三十四條から第三十七條まで、第三十八條（第五項及び第六項を除く。）、第三十九條、第四十一條、第四十三條、第五十七條、第百條及び第七章第四節(第百四條第一項及び第百十四條を除く。)の規定並びに基準規則第四條及び第三十條から第三十三條までの規定は、基準該当通所介護の事業について準用されるものであるため、第三の一の三の(1)から(5)まで、(7)、(9)、(11)、(14)、(15)、(21)から(24)まで、(26)、(27)並びに第三の二の三の(4)及び 第三の六の三を参照されたいこと。この場合において、準用される基準条例第百四條 第二項の規定は、基準該当通所介護事業者が利用者から受領する利用料について、当該サービスが結果的に保険給付の対象となる場合もならない場合も、特例居宅介護サービス費又は特例居宅支援サービス費を算定するための基準となる費用の額（100分の90又は100分の80 を乗ずる前の額）との間に不合理な差額が生じることを禁ずることにより、結果的に保険給付の対象となるサービスの利用料と、保険給付の対象とならないサービスの利用料との間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けることを禁止する趣旨である。なお、当該事業所による通所介護が複数の市町村において基準該当通所介護と認められる場合には、利用者の住所地によって利用料が異なることは認められないものである。

5 指定療養通所介護の事業

- (1) (略)
(2) 人員に関する基準

- ① (略)
②イ (略)

ロ 指定療養通所介護事業所の管理者は、管理者としてふさわしいと認められる看護師であって、保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三号)第十四条第三項の規定により看護師の業務の停止を命ぜられ、業務停止の期間終了後2年を経過しない者に該当しないものである。

ハ (略)

- (3) 設備に関する基準

- ① (略)
②イ、ロ (略)

ハ 指定療養通所介護を行う設備は専用でなければならないが、当該サービスの提供に支障がない場合は、この限りではない。例えば、利用者以外の者(重症心身障害児等)をサービス提供に支障のない範囲で受け入れることが可能である。ただしこの場合、利用者以外の者も利用者として人員及び設備の基準を満たさなければならない。具体的には、利用者6人、利用者以外の者2人であれば、療養通所介護従業者の員数は、提供時間帯を通じて5.3人を確保するために必要な数とするとともに、利用者の数はすでに8人とみなされていることから、これを上限としなければならない。

(新設)

- (4) 運営に関する基準

- ①～③ (略)
④イ～ニ (略)

(新設)

- ⑤～⑦ (略)

七 通所リハビリテーション

3 運営に関する基準

- (1) ①～⑧ (略)

(新設)

- (1) (略)
(2) 人員に関する基準

- ① (略)
②イ (略)

ロ 指定療養通所介護事業所の管理者は、管理者としてふさわしいと認められる看護師であって、保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三号)第十四条第三項の規定により看護師の業務の停止を命ぜられ、業務停止の期間終了後2年を経過しない者に該当しないものである。

ハ (略)

- (3) 設備に関する基準

- ① (略)
②イ、ロ (略)

ハ 指定療養通所介護を行う設備は専用でなければならないが、当該サービスの提供に支障がない場合は、この限りではない。例えば、利用者以外の者(重症心身障害児等)をサービス提供に支障のない範囲で受け入れることが可能である。ただしこの場合、利用者以外の者も利用者として人員及び設備の基準を満たさなければならない。具体的には、利用者7人、利用者以外の者2人であれば、療養通所介護従業者の員数は、提供時間帯を通じて6人を確保するために必要な数とするとともに、利用者の数はすでに9人とみなされていることから、これを上限としなければならない。

ニ 療養通所介護事業所の設備を利用し夜間及び深夜に指定療養通所介護以外のサービスを提供する場合の取扱いについては、通所介護と同様であるので、第三の六の2の(4)を参照されたい。

- (4) 運営に関する基準

- ①～③ (略)
④イ～ニ (略)

ホ 居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定療養通所介護事業者については、第三の一の3の(13)の⑥を準用する。この場合において、「訪問介護計画」とあるのは「療養通所介護計画」と読み替える。

- ⑤～⑦ (略)

七 通所リハビリテーション

3 運営に関する基準

- (1) ①～⑧ (略)

⑨ リハビリテーション会議の構成員は、医師、理学療法士、

作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者、看護師、准看護師、介護職員、介護予防・日常生活支援総合事業（法第百十五条の四十五第一項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業をいう。以下同じ。）事業のサービス担当者及び保健師等とすること。

指定通所リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、利用者の状況等に関する情報を当該構成員と共有するよう努めること。

なお、リハビリテーション会議は、利用者及びその家族の参加を基本とするものであるが、家庭内暴力等によりその参加が望ましくない場合や、家族が遠方に住んでいる等によりやむを得ず参加できない場合は、必ずしもその参加を求めるものではないこと。

また、リハビリテーション会議の開催の日程調整を行ったが、サービス担当者の事由等により、構成員がリハビリテーション会議を欠席した場合は、速やかに当該会議の内容について欠席者との情報共有を図ること。

- ⑩ 指定通所リハビリテーション事業者が、指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、通所リハビリテーション及び訪問リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた通所リハビリテーション計画を作成した場合には、訪問リハビリテーションの基準条例第八十七条第一項から第四項の基準を満たすことによって、通所リハビリテーションの基準条例第百四十二条第一項から第四項の基準を満たしているとみなすことができることとしたものであること。

当該計画の作成に当たっては、各々の事業の目標を踏まえたうえで、共通目標を設定すること。また、その達成に向けて各々の事業の役割を明確にした上で、利用者に対して一連のサービスとして提供できるよう、個々のリハビリテーションの実施主体、目的及び具体的な提供内容等を1つの目標として分かりやすく記載するよう留意すること。

- ⑪ 通所リハビリテーション及び訪問リハビリテーションにおいて整合性のとれた計画に従いリハビリテーションを実施した場合には、基準条例第百四十二条第五項に規定する診療記録を一括して管理しても差し支えないものであること。

- ⑫ 指定通所リハビリテーションは、事業所内でサービスを提

- 八 短期入所生活介護
3 運営に関する基準
(1)～(4) (略)
(5) ①～④ (略)
(新設)

(6)～(13) (略)
(新設)

供することが原則であるが、次に掲げる条件を満たす場合においては、事業所の屋外でサービスを提供することができるものであること。

イ あらかじめ通所リハビリテーション計画に位置付けられていること。

ロ 効果的なリハビリテーションのサービスが提供できること。

- ⑬ 居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定通所リハビリテーション事業者については、第三の一の三の(13)の⑥を準用する。この場合において、「訪問介護計画」とあるのは「通所リハビリテーション計画」と読み替える。

- 八 短期入所生活介護
3 運営に関する基準
(1)～(4) (略)
(5) ①～④ (略)

⑤ 居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定短期入所生活介護事業者については、第三の一の三の(13)の⑥を準用する。この場合において、「訪問介護計画」とあるのは「短期入所生活介護計画」と読み替える。

- (6)～(13) (略)
(14) 定員の遵守

指定短期入所生活介護事業者は、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合には、指定短期入所生活介護事業所の利用定員を超えて指定短期入所生活介護を行うことができることとしているが、利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、居宅サービス計画に位置付けられていない指定短期入所生活介護を提供する場合であって、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がないと認められる場合においても、利用者数を超えて指定短期入所生活介護を行うことが認められるものである。

この場合、居室以外の静養室において指定短期入所生活介護を行うととしているが、あくまでも、緊急の必要がある場合にのみ認められるものであり、当該利用者に対する指定短期入所生活介護の提供は7日（利用者の日常生活上の世話をを行う家族等の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日）を限度に行うものとする。

なお、指定短期入所生活介護事業所の利用定員を超えて受け入れることができる利用者数は、利用定員が40人未満である場合は1人、利用定員が40人以上である場合は2人まで認められ

(14)～(16) (略)

4 ユニット型指定短期入所生活介護の事業

- (1)、(2) (略)
(3) ①～⑫ (略)

⑬ ユニット型指定短期入所生活介護事業所の設備については、前記の①から⑩までによるほか、第三の八の二の規定（(4)及び(9)を除く。）を準用する。この場合において、第三の八の二の(2)中「静養室、食堂、浴室及び機能訓練室」とあるのは「共同生活室及び浴室」と、同(10)中「静養室、食堂」とあるのは「共同生活室」と読み替えるものとする。

5 基準該当短期入所生活介護に関する基準

- (1) 基準該当短期入所生活介護事業所は、指定通所介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所又は社会福祉施設に併設しなければならないこととされているが、ここにいう社会福祉施設とは、社会福祉事業法第五十七条にいう社会福祉施設を指すものであること。

(2)、(3) (略)

(4) 運営に関する基準

基準条例第八十九条並びに基準規則第五十八条の規定により、基準条例第十条から第十四条まで、第十七条、第二十条、第二十二條、第二十七條、第三十四條から第三十七條まで、第三十八條(第五項及び第六項を除く。)、第三十九條から第四十一条まで、第四十三條、第五十七條、第九條、第一百一十一條、第一百十二條、第一百四十八條及び第四節(第一百五十五條第一項及び第一百六十九條を除く。)の規定並びに基準規則第四十七條から第五十一條までの規定は、基準該当短期入所生活介護の事業に準用されるものであるため、第三の一の三の(2)から(5)まで、(9)、(11)、(14)、(21)から(27)まで、第三の二の三の(4)、第三の六の三の(5)及び(7)並びに第三の八の三を参照されたい。この場合において、準用される基準条例第一百五十五條第二項の規定は、基準該当短期入所生活介護事業者が利用者から受領する利用料について、当該サービスが結果的に保険給付の対象となる場合もならない場合も、特例居宅介護サービス費を算定するための基準となる費用の額(100分の90)を乗ずる前の額)との間に不合理な差額が生じることを禁ずることにより、結果的に保険給付の対象となるサービスの利用料と、保険給付の対象とならないサービスの利用料との間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けることを禁止する趣旨である。

るものであり、定員超過利用による減算の対象とはならない。

(15)～(17) (略)

4 ユニット型指定短期入所生活介護の事業

- (1)、(2) (略)
(3) ①～⑫ (略)

⑬ ユニット型指定短期入所生活介護事業所の設備については、前記の①から⑩までによるほか、第三の八の二の規定（(6)及び(12)を除く。）を準用する。この場合において、第三の八の二の(2)中「静養室、食堂、浴室及び機能訓練室」とあるのは「共同生活室及び浴室」と、同(10)中「静養室、食堂」とあるのは「共同生活室」と読み替えるものとする。

5 基準該当短期入所生活介護に関する基準

- (1) 基準該当短期入所生活介護事業所は、指定通所介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所又は社会福祉施設に併設しなければならないこととされているが、ここにいう社会福祉施設とは、社会福祉法第六十二条にいう社会福祉施設を指すものであること。

(2)、(3) (略)

(4) 運営に関する基準

基準条例第八十九条並びに基準規則第五十八条の規定により、基準条例第十条から第十四条まで、第十七条、第二十条、第二十二條、第二十七條、第三十四條から第三十七條まで、第三十八條(第五項及び第六項を除く。)、第三十九條から第四十一条まで、第四十三條、第五十七條、第九條、第一百一十一條、第一百十二條、第一百四十八條及び第四節(第一百五十五條第一項及び第一百六十九條を除く。)の規定並びに基準規則第四十七條から第五十一條までの規定は、基準該当短期入所生活介護の事業に準用されるものであるため、第三の一の三の(2)から(5)まで、(9)、(11)、(14)、(21)から(27)まで、第三の二の三の(4)、第三の六の三の(5)及び(7)並びに第三の八の三を参照されたい。この場合において、準用される基準条例第一百五十五條第二項の規定は、基準該当短期入所生活介護事業者が利用者から受領する利用料について、当該サービスが結果的に保険給付の対象となる場合もならない場合も、特例居宅介護サービス費を算定するための基準となる費用の額(100分の90又は100分の80)を乗ずる前の額)との間に不合理な差額が生じることを禁ずることにより、結果的に保険給付の対象となるサービスの利用料と、保険給付の対象とならないサービスの利用料との間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けることを禁止する趣旨である。

である。

なお、基準条例第二百十九条第二項本文に規定する介護予防特定施設入居者生活介護の指定をあわせて受ける場合にあっては、特定施設入居者生活介護に係る同意の書類と介護予防特定施設入居者生活介護に係る要件となる同意の書類は、別々の書類によることなく1つの書類によることができる。

(4)～(15) (略)

十の二 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護

3 運営に関する基準

(1)～(5) (略)

(6) 準用

基準条例第二百四十九条及び基準規則第七十八条の規定により、基準条例第十二条、第十三条、第二十二條、第二十七條、第三十四條から第四十一條まで、第四十三條、第五十六條、第五十七條、第百十一條、第百十二條、第二百二十三條から第二百二十八條まで、第二百三十一條、第二百三十二條及び第二百三十四條から第二百三十六條まで並びに基準規則第七十一條の規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業に準用されるものであるため、第三の一の三の(4)、(5)、(11)、(14)、(21)から(23)まで及び(25)から(27)まで並びに第三の二の三の(3)及び(4)並びに第三の六の三の(6)、(7)並びに第三の八の三の(14)並びに第三の十の三の(2)から(7)まで及び(9)から(15)までを参照されたい。

十一 福祉用具貸与

3 運営に関する基準

(1) 利用料等の受領
(新設)

(3)～(14) (略)

十の二 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護

3 運営に関する基準

(1)～(5) (略)

(6) 準用

基準条例第二百四十九条及び基準規則第七十八条の規定により、基準条例第十二条、第十三条、第二十二條、第二十七條、第三十四條から第四十一條まで、第四十三條、第五十六條、第五十七條、第百十一條、第百十二條、第二百二十三條から第二百二十八條まで、第二百三十一條、第二百三十二條及び第二百三十四條から第二百三十六條まで並びに基準規則第七十一條の規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業に準用されるものであるため、第三の一の三の(4)、(5)、(11)、(14)、(21)から(23)まで及び(25)から(27)まで並びに第三の二の三の(3)及び(4)並びに第三の六の三の(6)、(7)並びに第三の八の三の(14)並びに第三の十の三の(2)から(6)まで及び(8)から(14)までを参照されたい。

十一 福祉用具貸与

3 運営に関する基準

(1) 利用料等の受領

① 基準条例第二百五十四条第一項は、指定福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスとして提供される指定福祉用具貸与についての利用者負担として、居宅介護サービス費用基準額の1割（法第五十条若しくは第六十条又は第六十九条第三項の規定の適用により保険給付の率が9割でない場合には、それに応じた割合）の支払を受けなければならないことを規定したものである。また、指定福祉用具貸与者は、現に要した費用の額として適切な利用料を設定し、指定福祉用具貸与の提供内容によって利用者から選択されることが本旨である。そのため、指定福祉用具貸与事業者が受領した自己のサービス提供に係る利用者負担を金品その他の財産上の利益に替えて直接的又は間接的に供与し、事実上自己の利用者の利用者負担の全部又は一部を軽減している場合は、本項の主旨からは除かれるものである。また、自己以外の者が自

- ①～③ (略)
(2) (略)
(3) ①～④ (略)
⑤イ～二 (略)
(新設)

- (4) (略)
(5) 適切な研修の機会の確保
(基準条例第二百五十九条)

基準条例第二百五十九条は、当該指定福祉用具貸与事業所の従業者たる福祉用具専門相談員の質の向上を図るため、虐待防止、権利擁護、認知症ケア、介護予防等の事項に関して、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保することとしたものであること。

また、福祉用具の種類が多様多様であり、かつ、常に新しい機能を有するものが開発されるとともに、要介護者の要望は多様であるため、福祉用具専門相談員は常に最新の専門的知識に基づいた情報提供、選定の相談等を行うことが求められる。このため、指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具専門相談員に福祉用具の構造、使用方法等についての継続的な研修を定期的かつ計画的に受けさせなければならないこととしたものである。なお、従業者が受講した研修の記録を整備すること。

(新設)

4 基準該当福祉用具貸与に関する基準

- (1) (略)
(2) 準用
基準条例第二百六十六条及び基準規則第八十五条の規定によ

己のサービス提供に係る利用者負担を前提として、自己の利用者に対して金品その他の財産上の利益を供与している場合も同様である。

- ②～④ (略)
(2) (略)
(3) ①～④ (略)
⑤イ～二 (略)

ホ 居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定福祉用具貸与事業者については、第三の一の三の(13)の⑥を準用する。この場合において、「訪問介護計画」とあるのは「福祉用具貸与計画」と読み替える。

- (4) (略)
(5) 適切な研修の機会の確保並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等 (基準条例第二百五十九条)

基準条例第二百五十九条は、当該指定福祉用具貸与事業所の従業者たる福祉用具専門相談員の質の向上を図るため、虐待防止、権利擁護、認知症ケア、介護予防等の事項に関して、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保することとしたものであること。

① 同条第一項は、福祉用具の種類が多様多様であり、かつ、常に新しい機能を有するものが開発されるとともに、要介護者の要望は多様であるため、福祉用具専門相談員は常に最新の専門的知識に基づいた情報提供、選定の相談等を行うことが求められる。このため、指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具専門相談員に福祉用具の構造、使用方法等についての継続的な研修を定期的かつ計画的に受けさせなければならないこととしたものである。なお、従業者が受講した研修の記録を整備すること。

② 同条第二項は、福祉用具専門相談員は、利用者が可能な限り、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況等を踏まえた適切な目標の設定、目標達成のための具体的なサービス内容の検討など福祉用具貸与計画の作成や利用者への説明を通じて、適切な福祉用具の選定がなされるよう援助を行うことが求められている。このため、福祉用具専門相談員は常に必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に務めなければならないこととしたものである。

4 基準該当福祉用具貸与に関する基準

- (1) (略)
(2) 準用

り、基準条例第九条から第十五条まで、第十七条から第二十条まで、第二十二條、第二十七條、第三十五條から第三十七條まで、第三十八條（第五項及び第六項を除く。）、第三十九條から第四十一條まで、第四十三條、第五十七條、第九條第一項及び第二項、第二百五十條、第二百五十二條、第二百五十三條、及び第四節（第二百五十四條第一項及び第二百六十四條を除く。）並びに基準規則第四条及び第七十九條から第八十三條までの規定は、基準該当福祉用具貸与の事業に準用されるものであるため、第三の一の三の(1)から(5)まで、(7)から(9)まで、(11)、(14)及び(21)から(27)まで、第三の二の三の(4)、第三の六の三の(5)並びに第三の十一の1（(1)の③を除く。）から3までを参照されたい。なお、この場合において、準用される基準条例第二百五十四條第二項の規定は、基準該当福祉用具貸与事業者が利用者から受領する利用料について、当該サービスが結果的に保険給付の対象となる場合も、ならない場合も、特例居宅介護サービス費を算定するための基準となる費用の額（100分の90を乗ずる前の額）との間に不合理な差額が生じることを禁ずることにより、結果的に保険給付の対象となるサービスの利用料と、保険給付の対象とならないサービスの利用料との間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けることを禁止する趣旨である。なお、当該事業所による福祉用具貸与が複数の市町村において基準該当福祉用具貸与と認められる場合には、利用者の住所地によって利用料が異なることは認められないものである。

十二 特定福祉用具販売

3 運営に関する基準

(1) (略)

(2) 販売費用の額等の受領（基準条例第二百七十二條及び基準規則第八十六條）

① 基準条例第二百七十二條第一項に規定する「販売費用の額」とは、法第四十四條第三項に規定する現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額であり、その費用には、通常の実施地域において特定福祉用具販売を行う場合の交通費等が含まれることとする。

基準条例第二百六十六條及び基準規則第八十五條の規定により、基準条例第九条から第十五條まで、第十七条から第二十条まで、第二十二條、第二十七條、第三十五條から第三十七條まで、第三十八條（第五項及び第六項を除く。）、第三十九條から第四十一條まで、第四十三條、第五十七條、第九條第一項及び第二項、第二百五十條、第二百五十二條、第二百五十三條、及び第四節（第二百五十四條第一項及び第二百六十四條を除く。）並びに基準規則第四条及び第七十九條から第八十三條までの規定は、基準該当福祉用具貸与の事業に準用されるものであるため、第三の一の三の(1)から(5)まで、(7)から(9)まで、(11)、(14)及び(21)から(27)まで、第三の二の三の(4)、第三の六の三の(5)並びに第三の十一の1（(1)の③を除く。）から3までを参照されたい。なお、この場合において、準用される基準条例第二百五十四條第二項の規定は、基準該当福祉用具貸与事業者が利用者から受領する利用料について、当該サービスが結果的に保険給付の対象となる場合も、ならない場合も、特例居宅介護サービス費を算定するための基準となる費用の額（100分の90又は100分の80を乗ずる前の額）との間に不合理な差額が生じることを禁ずることにより、結果的に保険給付の対象となるサービスの利用料と、保険給付の対象とならないサービスの利用料との間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けることを禁止する趣旨である。なお、当該事業所による福祉用具貸与が複数の市町村において基準該当福祉用具貸与と認められる場合には、利用者の住所地によって利用料が異なることは認められないものである。

十二 特定福祉用具販売

3 運営に関する基準

(1) (略)

(2) 販売費用の額等の受領（基準条例第二百七十二條及び基準規則第八十六條）

① 基準条例第二百七十二條第一項に規定する「販売費用の額」とは、法第四十四條第三項に規定する現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額であり、その費用には、通常の実施地域において特定福祉用具販売を行う場合の交通費等が含まれることとする。また、指定特定福祉用具班番事業者は、現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額として適切な販売費用の額を設定し、指定特定福祉用具販売の提供内容によって利用者から選択されることが本旨である。そのため、指定特定福祉用具販売事業者が受領した自己の特定福祉用具の購入に要した費用を金品その他の財産上の利益に替え

- ②、③（略）
(3)（略）
(4) ①～③（略）
④イ～ハ（略）
(新設)

第四 介護予防サービス

二 介護サービスとの相違点

1 介護予防訪問介護

介護予防サービス費の支給を受けるための援助（介護予防基準
条例

第十六条)

(略)

3 介護予防通所介護

利用料の受領（介護予防基準条例第百二条第三項並びに介護
予防基準規則

第三十一条)

(略)

三 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

1 介護予防訪問介護

(1) 指定介護予防訪問介護の基本取扱方針

介護予防基準条例第四十一条にいう指定介護予防訪問介護
の基本取扱方針について、特に留意すべきところは、次のとおり
である。

(略)

(2) 指定介護予防訪問介護の具体的取扱方針

① 介護予防基準規則第八条第一号及び第二号は、サービス

て直接的又は間接的に供与し、事実上自己の利用者の利用者
負担の全部又は一部を軽減している場合は、本項の主旨から
除かれるものである。また、自己以外の者が自己の特定福祉
用具の購入に係る利用者負担を前提として、自己の利用者に
対して金品その他の財産上の利益を供与している場合も同様
である。

②、③（略）

(3)（略）

(4) ①～③（略）

④イ～ハ（略）

二 居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定
特定福祉用具販売事業者については、第三の一の3の(13)
の⑥を準用する。この場合において、「訪問介護計画」と
あるのは「特定福祉用具販売計画」と読み替える。

第四 介護予防サービス

二 介護サービスとの相違点

1 介護予防訪問介護

介護予防サービス費の支給を受けるための援助（指定介護予防
サービスの事業に係る申請者の要件並びに辞任、設備及び運営に
関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（平成二十七年
大分県条例第十号）附則第二項及び第三項の規定によりなおその
効力を有するものとされた改正前の介護予防基準条例（以下「旧
介護予防基準条例」という。）第十六条)

(略)

3 介護予防通所介護

利用料の受領（旧介護予防基準条例第百二条第三項並びに指定
介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及
び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規
則（平成二十七年大分県規則第十九号）附則第二項及び第三項の
規定によりなおその効力を有するものとされた改正前の介護予防
基準規則（以下「旧介護予防基準規則」という。）第三十一条)

(略)

三 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

1 介護予防訪問介護

(1) 指定介護予防訪問介護の基本取扱方針

旧介護予防基準条例第四十一条にいう指定介護予防訪問介護
の基本取扱方針について、特に留意すべきところは、次のとおり
である。

(略)

(2) 指定介護予防訪問介護の具体的取扱方針

提供責任者は、介護予防訪問介護計画を作成しなければならないこととしたものである。介護予防訪問介護計画の作成に当たっては、利用者の状況を把握・分析し、介護予防訪問介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにし（アセスメント）、これに基づき、支援の方向性や目標を明確にし、担当する訪問介護員等が提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかにするものとする。なお、介護予防訪問介護計画の様式については、事業所ごとに定めるもので差し支えない。

- ② 介護予防基準規則第八条第三号は、介護予防訪問介護計画は、介護予防サービス計画（法第八条の二第十八項に規定する介護予防サービス計画をいう。以下同じ。）に沿って作成されなければならないこととしたものである。

なお、介護予防訪問介護計画の作成後に介護予防サービス計画が作成された場合は、当該介護予防訪問介護計画が介護予防サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更するものとする。

- ③ 介護予防基準規則第八条第四号から第七号は、サービス提供に当たっての利用者又はその家族に対する説明について定めたものである。即ち、介護予防訪問介護計画は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて作成されなければならないものであり、その内容について説明を行った上で利用者の同意を得ることを義務づけることにより、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障しようとするものである。サービス提供責任者は、介護予防訪問介護計画の目標や内容等について、利用者又はその家族に、理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行うものとする。

また、介護予防訪問介護計画を作成した際には、遅滞なく利用者に交付しなければならないならず、当該介護予防訪問介護計画は、介護予防基準条例第三十九条第二項の規定に基づき、当該指定介護予防訪問介護を提供した日から5年間保存しなければならないこととしている。

- ④ 介護予防基準規則第八条第八号は、指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応した適切なサービスが提供できるよう、常に新しい技術を習得する等、研鑽を行うべきものであることとしたものである。

- ⑤ 介護予防基準規則第八条第九号から第十一号は、事業者に対して介護予防サービスの提供状況等について介護予防支援事業者に対する報告の義務づけを行うとともに、介護予防

- ① 旧介護予防基準規則第八条第一号及び第二号は、サービス提供責任者は、介護予防訪問介護計画を作成しなければならないこととしたものである。介護予防訪問介護計画の作成に当たっては、利用者の状況を把握・分析し、介護予防訪問介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにし（アセスメント）、これに基づき、支援の方向性や目標を明確にし、担当する訪問介護員等が提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかにするものとする。なお、介護予防訪問介護計画の様式については、事業所ごとに定めるもので差し支えない。

- ② 旧介護予防基準規則第八条第三号は、介護予防訪問介護計画は、介護予防サービス計画（法第八条の二第十六項に規定する介護予防サービス計画をいう。以下同じ。）に沿って作成されなければならないこととしたものである。

なお、介護予防訪問介護計画の作成後に介護予防サービス計画が作成された場合は、当該介護予防訪問介護計画が介護予防サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更するものとする。

- ③ 旧介護予防基準規則第八条第四号から第七号は、サービス提供に当たっての利用者又はその家族に対する説明について定めたものである。即ち、介護予防訪問介護計画は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて作成されなければならないものであり、その内容について説明を行った上で利用者の同意を得ることを義務づけることにより、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障しようとするものである。サービス提供責任者は、介護予防訪問介護計画の目標や内容等について、利用者又はその家族に、理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行うものとする。

また、介護予防訪問介護計画を作成した際には、遅滞なく利用者に交付しなければならないならず、当該介護予防訪問介護計画は、旧介護予防基準条例第三十九条第二項の規定に基づき、当該指定介護予防訪問介護を提供した日から5年間保存しなければならないこととしている。

- ④ 旧介護予防基準規則第八条第八号は、指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応した適切なサービスが提供できるよう、常に新しい技術を習得する等、研鑽を行うべきものであることとしたものである。

- ⑤ 旧介護予防基準規則第八条第九号から第十一号は、事業者に対して介護予防サービスの提供状況等について介護予防支

- ② 介護予防基準条例第七十九条第二項は、指定介護予防訪問看護の利用対象者は、その主治医が指定介護予防訪問看護の必要性を認めたものに限られるものであることを踏まえ、指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供の開始に際しては、利用者の主治医が発行する介護予防訪問看護指示の文書（以下「指示書」という。）の交付を受けなければならないこととしたものであること。

4 介護予防訪問リハビリテーション

(1) (略)

(2) ①～④ (略)

(新設)

6 介護予防通所介護

(1) 指定介護予防通所介護の基本取扱方針

介護予防基準条例第百十条にいう指定介護予防通所介護の基本取扱方針について、特に留意すべきところは、次のとおりである。

(略)

(2) 指定介護予防通所介護の具体的取扱方針

① 介護予防基準規則第三十五条第一号及び第二号は、管理者は、介護予防通所介護計画を作成しなければならないこととしたものである。介護予防通所介護計画の作成に当たっては、主治医又は主治の歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の状況を把握・分析し、介護予防通所介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにし（アセスメント）、これに基づき、支援の方向性や目標を明確にし、提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかにするものとする。なお、介護予防通所介護計画の様式については、事業所ごとに定めるもので差し支えない。

② 介護予防基準規則第三十五条第三号は、介護予防通所介護計画は、介護予防サービス計画に沿って作成されなければならないこととしたものである。

なお、介護予防通所介護計画の作成後に介護予防サービス計画が作成された場合は、当該介護予防通所介護計画が介護予防サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更するものとする。

から指示書の交付を受けることはできないものであること。

- ② 介護予防基準条例第七十九条第二項は、指定介護予防訪問看護の利用対象者は、その主治医が指定介護予防訪問看護の必要性を認めたものに限られるものであることを踏まえ、指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供の開始に際しては、

指示書の交付を受けなければならないこととしたものであること。

4 介護予防訪問リハビリテーション

(1) (略)

(2) ①～④ (略)

- ⑤ 介護予防サービス計画に基づきサービスを提供している指定介護予防訪問リハビリテーション事業者については、第四の三の1の(2)の⑥を準用する。この場合において、「介護予防訪問介護計画」とあるのは「介護予防訪問リハビリテーション計画」と読み替える。

6 介護予防通所介護

(1) 指定介護予防通所介護の基本取扱方針

旧介護予防基準条例第百十条にいう指定介護予防通所介護の基本取扱方針について、特に留意すべきところは、次のとおりである。

(略)

(2) 指定介護予防通所介護の具体的取扱方針

① 旧介護予防基準規則第三十五条第一号及び第二号は、管理者は、介護予防通所介護計画を作成しなければならないこととしたものである。介護予防通所介護計画の作成に当たっては、主治医又は主治の歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の状況を把握・分析し、介護予防通所介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにし（アセスメント）、これに基づき、支援の方向性や目標を明確にし、提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかにするものとする。なお、介護予防通所介護計画の様式については、事業所ごとに定めるもので差し支えない。

② 旧介護予防基準規則第三十五条第三号は、介護予防通所介護計画は、介護予防サービス計画に沿って作成されなければならないこととしたものである。

なお、介護予防通所介護計画の作成後に介護予防サービス計画が作成された場合は、当該介護予防通所介護計画が介護予防サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて

- ③ 介護予防基準規則第三十五条第四号から第七号は、サービス提供に当たっての利用者又はその家族に対する説明について定めたものである。即ち、介護予防通所介護計画は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて作成されなければならないものであり、その内容について説明を行った上で利用者の同意を得ることを義務づけることにより、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障しようとするものである。管理者は、介護予防通所介護計画の目標や内容等について、利用者又はその家族に、理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行うものとする。

また、介護予防通所介護計画を作成した際には、遅滞なく利用者に交付しなければならず、当該介護予防通所介護計画は、介護予防基準条例第百八条第二項の規定に基づき、当該指定介護予防通所介護を提供した日から5年間保存しなければならないこととしている。

- ④ 介護予防基準規則第三十五条第八号は、指定介護予防通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応した適切なサービスが提供できるよう、常に新しい技術を習得する等、研鑽を行うべきものであることとしたものである。

- ⑤ 介護予防基準規則第三十五条第九号から第十一号は、事業者に対して介護予防サービスの提供状況等について介護予防支援事業者に対する報告の義務づけを行うとともに、介護予防通所介護計画に定める計画期間終了後の当該計画の実施状況の把握（モニタリング）を義務づけるものである。介護予防支援事業者に対する実施状況等の報告については、サービスが介護予防サービス計画に即して適切に提供されているかどうか、また、当該計画策定時から利用者の状態等が大きく異なることとなっていないか等を確認するために行うものであり、毎月行うこととしている。

また、併せて、事業者は介護予防通所介護計画に定める計画期間が終了するまでに1回はモニタリングを行い、利用者の介護予防通所介護計画に定める目標の達成状況の把握等を行うこととしており、当該モニタリングの結果により、解決すべき課題の変化が認められる場合等については、担当する介護予防支援事業者等とも相談の上、必要に応じて当該介護予防通所介護計画の変更を行うこととしたものである。

(新設)

て変更するものとする。

- ③ 旧介護予防基準規則第三十五条第四号から第七号は、サービス提供に当たっての利用者又はその家族に対する説明について定めたものである。即ち、介護予防通所介護計画は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて作成されなければならないものであり、その内容について説明を行った上で利用者の同意を得ることを義務づけることにより、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障しようとするものである。管理者は、介護予防通所介護計画の目標や内容等について、利用者又はその家族に、理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行うものとする。

また、介護予防通所介護計画を作成した際には、遅滞なく利用者に交付しなければならず、当該介護予防通所介護計画は、旧介護予防基準条例第百八条第二項の規定に基づき、当該指定介護予防通所介護を提供した日から5年間保存しなければならないこととしている。

- ④ 旧介護予防基準規則第三十五条第八号は、指定介護予防通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応した適切なサービスが提供できるよう、常に新しい技術を習得する等、研鑽を行うべきものであることとしたものである。

- ⑤ 旧介護予防基準規則第三十五条第九号から第十一号は、事業者に対して介護予防サービスの提供状況等について介護予防支援事業者に対する報告の義務づけを行うとともに、介護予防通所介護計画に定める計画期間終了後の当該計画の実施状況の把握（モニタリング）を義務づけるものである。介護予防支援事業者に対する実施状況等の報告については、サービスが介護予防サービス計画に即して適切に提供されているかどうか、また、当該計画策定時から利用者の状態等が大きく異なることとなっていないか等を確認するために行うものであり、毎月行うこととしている。

また、併せて、事業者は介護予防通所介護計画に定める計画期間が終了するまでに1回はモニタリングを行い、利用者の介護予防通所介護計画に定める目標の達成状況の把握等を行うこととしており、当該モニタリングの結果により、解決すべき課題の変化が認められる場合等については、担当する介護予防支援事業者等とも相談の上、必要に応じて当該介護予防通所介護計画の変更を行うこととしたものである。

- ⑥ 介護予防サービス計画に基づきサービスを提供している指定介護予防通所介護事業者については、第四の三の1の(2)

7 介護予防通所リハビリテーション

(1) (略)

(2) ① (略)

(新設)

②、③ (略)

(新設)

の⑥を準用する。この場合において、「介護予防訪問介護計画」とあるのは「介護予防通所介護計画」と読み替える。

7 介護予防通所リハビリテーション

(1) (略)

(2) ① (略)

② リハビリテーション会議の構成員は、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者、看護師、准看護師、介護職員、介護予防・日常生活支援総合事業のサービス担当者及び保健師等とすること。

指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、利用者の状況等に関する情報を当該構成員と共有するよう努めること。

なお、リハビリテーション会議は、利用者及びその家族の参加を基本とするものであるが、家庭内暴力等によりその参加が望ましくない場合や、家族が遠方に住んでいる等によりやむを得ず参加できない場合は、必ずしもその参加を求めるものではないこと。

また、リハビリテーション会議の開催の日程調整を行ったが、サービス担当者の事由等により、構成員がリハビリテーション会議を欠席した場合は、速やかに当該会議の内容について欠席者との情報共有を図ること。

③、④ (略)

⑤ 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が、指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、介護予防通所リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防通所リハビリテーション計画を作成した場合については、介護予防訪問リハビリテーションの介護予防基準規則第二十五条第二号から第五号の基準を満たすことによって、介護予防通所リハビリテーションの介護予防基準規則第四十二条第二号から第五項の基準を満たしているとみなすことができることとしたものであること。

当該計画の作成に当たっては、各々の事業の目標を踏まえたうえで、共通目標を設定すること。また、その達成に向けて各々の事業の役割を明確にした上で、利用者に対して一連のサービスとして提供できるよう、個々のリハビリテーションの実施主体、目的及び具体的な提供内容等を1つの計画と

④ 介護予防基準規則第四十二条第八号は、指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応した適切なサービスが提供できるよう、常に新しい技術を習得する等、研鑽を行うべきものであることとしたものである。

⑤ 介護予防基準規則第四十二条第九号から第十一号は、事業者に対して介護予防サービスの提供状況等について介護予防支援事業者に対する報告の義務づけを行うとともに、介護予防通所リハビリテーション計画に定める計画期間終了後の当該計画の実施状況の把握（モニタリング）を義務づけるものである。介護予防支援事業者に対する実施状況等の報告については、サービスが介護予防サービス計画に即して適切に提供されているかどうか、また、当該計画策定時から利用者の状態等が大きく異なることとなっていないか等を確認するために行うものであり、毎月行うこととしている。

また、併せて、事業者は介護予防通所リハビリテーション計画に定める計画期間が終了するまでに1回はモニタリングを行い、利用者の介護予防通所リハビリテーション計画に定める目標の達成状況の把握等を行うこととしており、当該モニタリングの結果により、解決すべき課題の変化が認められる場合等については、担当する介護予防支援事業者等とも相談の上、必要に応じて当該介護予防通所リハビリテーション計画の変更を行うこととしたものである。

(新設)

8 介護予防短期入所生活介護

(1) (略)

(2) ①～③ (略)

(新設)

して分かりやすく記載するよう留意すること。

⑥ 介護予防通所リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションにおいて整合性のとれた計画に従いリハビリテーションを実施した場合には、介護予防基準規則第四十二条第十一号に規定する診療記録を一括して管理しても差し支えないものであること。

⑦ 介護予防基準規則第四十二条第九号は、指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応した適切なサービスが提供できるよう、常に新しい技術を習得する等、研鑽を行うべきものであることとしたものである。

⑧ 介護予防基準規則第四十二条第十号から第十二号は、事業者に対して介護予防サービスの提供状況等について介護予防支援事業者に対する報告の義務づけを行うとともに、介護予防通所リハビリテーション計画に定める計画期間終了後の当該計画の実施状況の把握（モニタリング）を義務づけるものである。介護予防支援事業者に対する実施状況等の報告については、サービスが介護予防サービス計画に即して適切に提供されているかどうか、また、当該計画策定時から利用者の状態等が大きく異なることとなっていないか等を確認するために行うものであり、毎月行うこととしている。

また、併せて、事業者は介護予防通所リハビリテーション計画に定める計画期間が終了するまでに1回はモニタリングを行い、利用者の介護予防通所リハビリテーション計画に定める目標の達成状況の把握等を行うこととしており、当該モニタリングの結果により、解決すべき課題の変化が認められる場合等については、担当する介護予防支援事業者等とも相談の上、必要に応じて当該介護予防通所リハビリテーション計画の変更を行うこととしたものである。

⑨ 介護予防サービス計画に基づきサービスを提供している指定介護予防通所リハビリテーション事業者については、第四の三の1の(2)の⑥を準用する。この場合において、「介護予防訪問介護計画」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション計画」と読み替える。

8 介護予防短期入所生活介護

(1) (略)

(2) ①～③ (略)

④ 介護予防サービス計画に基づきサービスを提供している指定介護予防短期入所生活介護事業者については、第四の三の1の(2)の⑥を準用する。この場合において、「介護予防

9 介護予防短期入所療養介護

- (1) (略)
(2) ①～③ (略)
(新設)

10 介護予防特定施設入居者生活介護

- (1) (略)
(2) ①、② (略)
(新設)

- (3)～(5) (略)
(新設)

11 介護予防福祉用具貸与

- (1)、(2) (略)
(3) ①～④ (略)
(新設)

12 特定介護予防福祉用具販売

- (1)、(2) (略)

訪問介護計画」とあるのは「介護予防短期入所生活介護計画」と読み替える。

9 介護予防短期入所療養介護

- (1) (略)
(2) ①～③ (略)
④ 介護予防サービス計画に基づきサービスを提供している指定介護予防短期入所療養介護事業者については、第四の三の1の(2)の⑥を準用する。この場合において、「介護予防訪問介護計画」とあるのは「介護予防短期入所療養介護計画」と読み替える。

10 介護予防特定施設入居者生活介護

- (1) (略)
(2) ①、② (略)
③ 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所におけるサービスを短期間提供する場合で、介護予防サービス計画に基づきサービスを提供している指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者については、第四の三の1の(2)の⑥を準用する。この場合において、「介護予防訪問介護計画」とあるのは「介護予防特定施設サービス計画」と読み替える。

- (3)～(5) (略)

- (6) 受託介護予防サービス事業者について平成27年度より、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護については、順次、介護予防・日常生活支援総合事業に移行していくこととなるが、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護においては、引き続き、要支援者に対するサービスを提供する必要があることから、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護と同様のサービスが提供できる事業者として、指定訪問介護事業者若しくは指定通所介護事業者又は第一号訪問事業若しくは第一号通所事業を行う指定事業者（法第百十五条の四十五の三第一項に規定する指定事業者をいう。）を位置付けている。

11 介護予防福祉用具貸与

- (1)、(2) (略)
(3) ①～④ (略)
⑤ 介護予防サービス計画に基づきサービスを提供している指定介護予防福祉用具貸与事業者については、第四の三の1の(2)の⑥を準用する。この場合において、「介護予防訪問介護計画」とあるのは「介護予防福祉用具貸与計画」と読み替える。

12 特定介護予防福祉用具販売

(3) ①～③ (略)
(新設)

(1)、(2) (略)

(3) ①～③ (略)

④ 介護予防サービス計画に基づきサービスを提供している指定特定介護予防福祉用具販売事業者については、第四の三の1の(2)の⑥を準用する。この場合において、「介護予防訪問介護計画」とあるのは「特定介護予防福祉用具販売計画」と読み替える。